

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

問	質問者	質問の内容	回答
1	食品等事業者	<p>生産者からの使用にかかれる情報が十分に得られないと多くのものについて、自分で分析し、安全性を証明せねばならない。これは、大変なコスト、労力が必要であり、負荷は大きい。</p>	<p>「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令」によって、農薬使用者は農薬の使用状況の記帳に努めなければならない、とされており、動物用医薬品についても、「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」によって使用者が遵守すべき基準が定められた抗生物質等の医薬品を家畜に使用した者は、同省令で使用年月日や医薬品の名称等の所定の事項を帳簿に記載するように努めなければならないこととなっており、さらに、抗生物質等の医薬品は要指示・要診察医薬品として獣医師の診察に基づく処方箋が法律で義務付けられるとともに、獣医師による診療簿への記載が義務付けられています。</p> <p>また、最近各農業者やJA独自の取組として、農作物や畜産物の生産履歴を提供する取組が進んでいると聞いています。</p> <p>さらに、JAS法に基づく生産情報公表牛肉及び豚肉の規格が制定されており、また、年度内には農産物の規格が制定される予定であり、このような仕組みの活用も検討していただきようお願いします。</p> <p>なお、昨年改正された食品衛生法におきましても食品等事業者の責務として、原材料の安全性の確保に努めることとされています。生産者との連携の下に、記帳内容の報告・確認等のルール作りにご尽力いただきますようお願いいたします。</p>
2	食品等事業者	<p>農薬等で残留基準値が設定されていないものは、今後、科学的評価等に基づき暫定基準が設定されるのか、あるいは一律基準が設けられるのですか。外国で登録があって使用される可能性のあるもの設定を要請中。(ADIが設定できないものは、「不検出」基準)ある農薬等において、現在、数種の農作物に残留基準値が設定されているが、他の作物に対して今後暫定基準を設定されるのか、または一律基準値として設けられるのですか。上記、二題に関する一律基準案について小生の意見は、一律基準値(案)については現在明示されていませんが、現行残留基準、暫定基準案に比べ極端に低い場合(0.01ppm等)には、同一農薬等に置いて農作物により基準値差が大きいこと、生産現場における農薬等の使用管理に混乱が生じかねないことが心配される。もちろん、ADI等科学的評価により設定されなければならないが、一律基準は1ppm~0.1ppmの範囲とし、特別なものは、0.1ppm以下に設定する。</p>	<p>食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品中に残留する農薬等の基準(暫定基準を含む。)が定められていない場合、同法第3項の規程に定める「人の健康を損なうおそれがない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」(以下、「一律基準値」という。)が適用されます。</p> <p>遺伝毒性を有する発がん性物質であるなど、閾値が設定できない物質である場合には、その残留基準は不検出としています。なお、これらの規定については、暫定基準(第1次案)の規則(案)第2項に明記しており、別表1として対象となる農薬等を示しております。</p> <p>農薬等については、食品添加物とは異なり、環境経路等による非意図的な残留が想定されることなどを踏まえ、諸外国の事例も参考に、「人の健康を損なうおそれのない量」として基準値が設定されていない場合に適用する一律基準を定めることとしています。残留農薬の規制としてポジティブリスト制を導入している国、例えばニュージーランドでは0.1ppm、ドイツでは0.01ppm、米国では明文化されていないが、運用上、農薬によって0.01ppm~0.1ppmの範囲を目安に規制が行われていると承知しています。また、EUは0.01ppmで規制するという案を示しています。</p>
3	食品等事業者	<p>民間での自主検査が可能になるように、農薬・動物用医薬品の標準品の全てが市販されるよう、製薬メーカーに働きかけてください。</p>	<p>農薬等の標準品については、試験法の開発と併せて整備することとしています。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
4	消費者	<p>文部科学省科学技術振興調整費による「安全・安心と科学技術」プロジェクト受講会で作った「安全・安心」研究会は食品だけでなく様々な分野の安全・安心について勉強しているグループです。 (http://anzenansin.org.project/about.html)</p> <p>今回、食品分野で最も注目されている残留農薬等についてのリスクコミュニケーションということで、どのように合意形成がされるのか、大変関心があります。また、ポジティブリスト制における一律基準の考え方、加工食品への適用など勉強したいと考えております。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>食品の安全に関するリスクコミュニケーションについては、歴史が浅く、各省とも試行錯誤の状況ですすめており、こうすればよいという決まったものがあるわけではありません。</p> <p>我が省内の進め方について御覧いただきたく、お気づきの点があれば、御指摘いただきたいと思ひます。</p>
5	マスコミ関係者	<p>ポジティブリスト導入の前に、それについての情報と理解が消費者に十分行き渡っている必要があると思ひます。消費者にとってはあまり身近な話ではないので、いろいろな方法で情報を普及しないと、もし違反や回収があった場合に、必要以上に混乱を招く可能性があるのではないのでしょうか。</p>	<p>今後ともリスクコミュニケーションなどの機会を活用し、ポジティブリスト制の導入について情報提供に努めていくこととしています。</p>
6	食品等事業者	<p>暫定基準値は、日本、海外で設定されている基準の平均値を採用するという点は科学的ではないのでしょうか。従来のADIと日本の平均摂取量などから算出したものを暫定基準値としていただきたい。(このほうが科学的だと考えます。)</p>	<p>残留農薬等基準は、単に各作物(食品)摂取量の多少により設定するのではなく、農薬等を認められた範囲で使用した場合に残留する程度とその作物の摂取量から許容一日摂取量(ADI)の範囲に収まるよう設定しています。</p> <p>暫定基準の設定方法及びその根拠については、暫定基準(第1次案)に寄せられた主な意見(配付資料)の4-1を御参照ください。外国基準を参考にする場合であって、複数の国の基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、今回の暫定基準の設定は、ポジティブリスト制の導入のため数多くの農薬を対象としていることなどから、個々の農薬のADIと作物残留、摂取量の検討といったリスク分析を行うことが困難であることなどを勘案して、それらの平均値をとることを基本としています。</p>
7	食品等事業者	<p>人の健康に悪影響を与えないレベル(ADI以下)において、設定された基準値(暫定・一律基準を含む)を超えた場合であっても、その原因が意図せざる汚染(例えば隣作地からの飛散等)であることが明らかとなった場合は、非GMOの「意図せざる混入」と同様の考え方、処置方法として、行政指導・命令等の措置方法に考慮願ひたい。(特に輸入品において)</p>	<p>残留基準は、科学的根拠に基づいて、ヒトの健康に影響がない量として設定しているものであることから、基準からの逸脱が軽微であっても食品衛生法違反となります。なお、違反食品の取扱いについては、平成16年2月4日付け食安企発第0204001号食品安全部企画情報課長通知「食品衛生法第7条第2項の解釈に係る疑義について(回答)」をご参照下さい。</p>
8	行政関係者	<p>ポジティブリスト制による基準設定に関わる今後のスケジュールを教えてください。参考になる資料を用意いただければ幸いです。</p> <p>暫定基準設定について、可能な限り科学的根拠を示していただきたい。</p>	<p>ポジティブリスト制の施行は、先に改正された食品衛生法の公布の日(平成15年5月30日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。同制度の施行にあたって定める暫定基準については、昨年10月に第1次案を公表し、今夏を目途に第2次案を公表することとしてしており、最終案については、パブリックコメント、WTO通報等の手続きのあと、食品衛生分科会における答申を経て、告示し、告示日から少なくとも6か月をおいて施行することとしています。</p> <p>暫定基準設定で参考としたコーデックス基準、我が国の登録保留基準及び諸外国の基準などの設定根拠については、それぞれの機関のホームページなどで公開されています。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
9	食品等事業者	<p>基本的にポジティブリスト制導入には賛成です。ただし、以下の2点に疑問があります。</p> <p>動物用医薬品で基準が制定されており、分析法が開示されていても、民間では基準品が入手できないものがあること。(例：エブリノメクチン)。特に国産品の場合、「生産者が使用していないと言っている」という報告をつけても信用されないで、分析できないものは自主管理できないと思います。</p> <p>農薬取締法に「残留基準」があるのに、今回の600種ではない「残留基準」のないものがあります。(例：イソキサチオン)。残留性がないと分かっているのならば良いのですが、お調べをお願いします。</p>	<p>動物用医薬品の標準品については、代謝物や特許の問題などから標準品の入手に苦慮する物質もありますが、少なくとも公的検査機関においては実施可能な状態としているところですが、今後、問3の回答のとおり、試験法の開発と併せて整備することとしたいと考えています。</p> <p>登録保留基準が設定されている農薬については暫定基準の参考としています。当方に誤りがあれば個別具体的にご指摘ください。なお、ご照会のイソキサチオンについては、登録保留基準に基づき暫定基準を設定しています。</p>
10	行政関係者	<p>ポジティブリスト制の導入により以下の事項がどう変わるか分かりやすく説明していただきたい。</p> <p>規格・基準の対象となる農薬、動物用医薬品の数がどう増加するのか。加工食品の規格・基準にどう影響してくるのか。</p> <p>輸入食品のモニタリング検査が現行とどう変わるのか。</p> <p>公定法はどのようなスケジュールで定められるのか。</p>	<p>昨年10月に意見募集を行った暫定基準(第1次案)では、647の農薬等に新たな基準の設定若しくは基準の追加を行っています。加工食品については、規格残留基準に適合した原材料を用いて製造又は加工された食品は、流通を可能とすることとしています。</p> <p>モニタリング検査は、多種多様な輸入食品を幅広くモニターすることを目的として行っています。ポジティブリスト制の導入後は、海外での使用実態を踏まえ、モニタリング検査項目を拡大することが想定されますが、今後、効果的、効率的な一斉分析法の検討に努めたいと考えています。</p> <p>分析法は、国立医薬品食品衛生研究所を中心に検討しているところですが、一斉分析法をできるだけ採用するとともに、高感度かつ実用可能な方法にしたいと考えています。検討でまとまったものから公表するとともに、遅くとも暫定基準の告示日には全体を示したいと考えています。</p>
11	その他	<p>食品の安全と安心は社会において大変関心の深いテーマです。食品のリスクコミュニケーションは喫緊の課題ですので、ここにポジティブリスト制を取り上げられたことは大変タイミングが良かったと存じます。是非一般市民にとっても理解が深まるよう意見交換会を運営していただきたくお願いします。</p>	<p>実りある意見交換会となることを目指して運営に努めます。</p>
12	食品等事業者	<p>ポジティブリスト導入国(例えば米国)の基準値より高い基準値を採用された場合(特に「一律基準値」)は、当該国からの輸入原料農産物や加工食品の残留値は基準値を一部上回ることも想定されるが、このような場合における厚生労働省の対処、指導方針はどう考えているか。</p> <p>回収等の対処、指導の基準等を示すことはできないか。</p> <p>この制度の運用に当たっては、食品関係団体と十分調整をお願いしたい。</p>	<p>暫定基準(案)は、コーデックス基準国内の登録保留基準、米国等の海外基準を参考として設定しますが、基準の変更等の要望がある場合、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき、毒性に関する資料等を沿えて、要請することが出来ます。</p> <p>(上記、問7の回答をご参照ください。)</p> <p>昨年10月に暫定基準(第1次案)を公表し、更に、今夏を目途に第2次案を公表し意見募集を行うこととしています。また、機会をとらえて関係団体への説明会などを実施しており、今後とも関係者に周知を図っていきます。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
13	食品等事業者	<p>残留基準値の暫定基準案として647項目があげられておりますが、最終的にはどのくらいの数になるのか、教えていただきたい。</p> <p>暫定案に記された物質は、どこまでの総和であるのかわかりにくいので、残留基準値とされる物質を全て（代謝産物、分解物、異性体等）明記していただきたい。</p> <p>C O D E Xに記された加工食品以外の加工食品、全ての基準値を0.1ppmとした場合、行政にて実施されている収去検査で、モニタリングされている項目数にもよりますが、使用原料に問題が無くとも、基準値以上の数値を示す場合が発生するかと思います。その場合、原則に則って原料までさかのぼらなくてはなりません。行政へ使用原料の提出や配合量の提出をし、行政にて検査されるのでしょうか。それとも企業の自主検査での結果報告でも可能でしょうか。</p>	<p>我が国や米国など海外で新たに登録され使用が認められる農薬等が追加されるものと考えられます。</p> <p>暫定基準における規制対象の農薬等の範囲については、品目名における記載、脚注における記載等によって、極力その明確化を図ったところです。なお、今後、試験法（案）の公表等により、規制の内容がより明確になるものと考えています。</p> <p>加工食品については、残留基準に適合した原材料を用いて製造又は加工された食品は、流通を可能とすることとしています（暫定基準（第1次案）規則案第6項）。その運用に当たっては、まず一律基準を適用するものとし、検出値が一律基準を超えた場合は原材料として用いた農畜水産物毎に設定された残留基準をもとに判断することとしています。具体的には、希釈される例については、原材料として使用された農畜水産物の割合と、それらの食品に設定された残留基準から試算した値、また、濃縮される例については、水分含量をもとに試算した値により、まず判断することとしています。それでも判断できない場合は、使用された原材料をチェックすることになります。ただし、コーデックス基準が設定されている加工食品については、コーデックス基準を参考とし加工食品ごとに暫定基準を設けています。</p>
14	行政関係者	<p>ポジティブリスト制の導入により以下の事項がどう変わるかわかりやすく説明していただきたい。</p> <p>規格・基準の対象となる農薬、動物用医薬品の数がどう増加するのか。加工食品の規格・基準にどう影響してくるのか。</p> <p>輸入食品のモニタリング検査が現行とどう変わるのか。</p> <p>公定法はどのようなスケジュールで定められるのか。</p>	<p>（上記、問10の回答をご参照ください。）</p>
15	その他	<p>この制度の実効をあげるためには、事業者等による自主検査が広く行われることが望ましいので、検査機関は合理的な価格で正確な検査が行えるようにする必要があります。このため国におかれては標準品の入手・確保を容易にすること（フエンリダゾンカリウム等日本や米国で入手できないものもあります。）一斉分析法などの開発と情報提供 をお願いします。（基準値に比べて極端に低い検出限界を推奨することは、コストの引き上げ要因となります。）</p>	<p>（上記、問3及び問10の をご参照ください。）</p>
16	食品等事業者	<p>加工食品中の農薬等残留基準案で、果汁に関してはリンゴジュースのジフェニルアミンだけしか基準が設けられておりませんが、その後状況に変化はございますでしょうか。</p>	<p>コーデックス基準が設定されている加工食品については、コーデックス基準を参考とし加工食品ごとに暫定基準を設けています。ご照会の果汁については現時点で追加はありません。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
17	食品等事業者	<p>これまで一部農薬等の残留は野放し状態であり、食品メーカーの間でも取扱の基準が無く、各社独自の姿勢（使用禁止の誓約書提出など）をとっておりました。</p> <p>今回のポジティブリスト制で残留農薬等の扱いに基準ができることは、このような食品メーカー間における混乱を収束させ、消費者に対しても規制が明確でないことから来る漠然とした不安を解消するなど、製造、消費両者にとって有益なことと思います。一方、食品の価格はますます低下し、その分安価な海外原料への依存度はますます高まって参ります。食品原料の60%以上を海外に頼っている我が国としましては、残留農薬等の問題は国内規制ではなく、輸出品に対する国際的な取扱いであるとの認識が重要であります。残留農薬問題は原料を輸入する業者の努力だけでは限界があり、国家間の取り決めや協議などが重要であり、輸出国側での法的裏付けのある施策がないと、輸入原料は「運悪く検査に引っかからなければよい。」というような混乱状態に陥ることが懸念されます。</p> <p>また、わずかな違反（規制値をわずかに超えるなど）した原料のために、それを原料とした食品が子々孫々まで回収騒ぎになるなど安全に関係ない場面での混乱も懸念されます。特に、ポジティブリストからはずれる薬品や対象農産物において、各国の規制上逆ざやになるものがないのか精査する必要があると思われまます。対象は農業自給圏であるEUではなく、我が国が主に原料を依存するアジアの国々の調査が重要であります。また、規制実施までに民間では対応できない各国における対応をどのように働きかけ実現していくかも道筋を示す必要があると思われまます。規制実施後も常に新たな情報に基づいて柔軟な対応がとれる（規制値の改廃修正など）システムをお願いします。</p>	<p>暫定基準の設定にあたっては、コーデックス基準及び米国等の基準を参考としましたが、残留基準の設定されている農薬等・農作物は使用が認められるとともに、農家などにおける適正な使用が義務づけられているものと承知しています。輸出国には、我が国のポジティブリスト制度及び残留基準について、WTO通報などの機会を利用して周知したいと考えています。</p> <p>また、暫定基準の見直しを5年程度毎に行うこととしています。</p>
18	食品等事業者	<p>多成分一斉分析法のフローチャート、対象成分等を教えていただきたい。</p>	<p>(上記、問10の の回答をご参照ください。)</p>
19	食品等事業者	<p>ポジティブリスト制の採用に伴い、基準の設定されていない農薬等の定量限界は0.01ppmが考えられているようであるが、0.01ppmは基準設定農薬の一般的な（世界的に見ても）定量限界であり、回収率、分析精度を上げると基準未設定農薬では科学的正確度に欠ける。甘いと言われても分析的には、0.1ppm程度の設定が正しい。</p>	<p>食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれがない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」（一律基準値）は、現在、薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会で検討しています。部会においては、法的背景のほか、農薬等に関する安全性評価及びポジティブリスト制を採用する諸外国の事例を示し、その設定の考え方について、現時点での知見をとりまとめることとしています。なお、本件については、食品安全基本法第23条第1項の規程に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼することとしています。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
20	消費者	<p>従来の規制では、残留基準が定められていないものについては農薬等が残留していても基本的には流通禁止することがなく不安でした。今回、改正食品衛生法に基づいて農薬等が残留する食品の流通を原則として禁止する「ポジティブリスト制」の導入は期待するところが大きいものがあります。しかし、いくつかの不明点がありますので、よろしくお願いたします。ポジティブリスト制の対象範囲に加工食品も含まれますか。</p> <p>これまで基準が未設定だった農薬については、ポジティブリスト制の導入に当たって暫定基準が作られています。コーデックス基準も国内登録もない農薬については、暫定基準の設定はどのように行われているのですか。</p> <p>残留基準がポジティブリスト制になると、リスト外の基準のない農薬が残留していた場合はどう扱うのでしょうか。</p>	<p>加工食品を含む全ての食品が規制対象です。</p> <p>暫定基準（案）は、国民の健康の保護や、不要な貿易障害の回避等の観点から、コーデックス基準、登録保留基準、JMPR等と同様の科学的な方法により基準を設定されている外国の基準を参考に定めています。</p> <p>（上記、問2の の回答をご参照ください。）</p>
21	食品等事業者	<p>消費者の教育について、どう考えているか。</p> <p>でんぶん等広く普遍的に使用している原料が突然輸入停止になることがないよう、行政も十分に調査して欲しい。</p>	<p>食品安全基本法第19条に規定されておりますように、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実は重要であると認識しております。意見交換会などのリスクコミュニケーションの取組を通じて、関係者の知識と理解を深めるよう努力してまいります。</p> <p>ポジティブリスト制導入について、関係者に残留基準などを周知に努めることとしてまいります。なお、食品関連業者にあつては、食品安全基本法（平成15年法律第48号）にも明記されているとおり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を講ずる責務を有しています。</p>
22	食品等事業者	<p>農薬・動物医薬品等のポジティブリスト制の導入は、検出されても基準なしで判定できなかった弊害は解消できるようになり、大きな前進だと思います。有効な検査法の開発と併せて、検査法の講習会などを開催してください。</p>	<p>（上記、問10の の回答をご参照ください。）</p>
23	食品等事業者	<p>ポジティブリスト制に賛成。科学的根拠に関して、消費者教育、学生教育を推進する必要あり。行政とマスコミの責任であることを自覚すべき。</p>	<p>（上記、問21の の回答をご参照ください。）</p>
24	その他	<p>平成18年5月までにポジティブリストが施行されるという情報は再三耳にしますが実際の所どこまで具体的に決まっているかよく分かりません。以下のことについては具体的なことは決まっているのでしょうか。</p> <p>施行時にどのような頻度、単位、料金で検査を実施していかなければならないのか。</p> <p>施行時には予算や補助金等も検討されているのか・分析方法はいつ確定するのか。</p>	<p>登録検査機関における製品検査の頻度等については、ポジティブリスト制の導入後の違反の程度によるものと考えます。検査料金については、登録検査機関により算定し、申請を行うこととなりますので、今後の検査法の開発も参考にさせて頂きたいと考えています。</p> <p>（上記、問10の の回答をご参照ください。）</p>
25	食品等事業者	<p>ポジティブリスト制を導入している国々では、0.01~0.1ppmの範囲で一律基準値を定めているが、日本において具体的にどういった数値に設定されるかお教えたいたたく存じます。</p>	<p>（上記、問2の の回答をご参照ください。）</p>

問	質問者	質問の内容	回答
26	その他	<p>ポジティブリスト対象薬品の標準品に対する取組 分析方法の妥当性確認に関して 上記2点に関して、開示可能な部分を公開願いたい。</p>	<p>(上記、問3及び問10の の回答をご参照ください。)</p>
27	食品等事業者	<p>抗生物質の「残留しないこと」という規程の是非：本規定は、ポジティブリスト制には相反する考えです。分析精度が向上する昨今、昔は残留されていないとされていたものが実は残留していたという部分から生じる消費者の誤解、不安を避けるためにも、このような規定はなくすべきと思われます。</p> <p>一律基準値の適応：一律基準値を動物用医薬品の残留に用いている国は世界的にもないと思われます。諸外国と同様に、主要な組織に関する残留基準設定による取扱が適切かと思えます。これは、動物組織では、</p> <p>各部位で残留性が大きく異なり、一律基準で取り締まることで混乱が生じること、また、一旦基準を設定した場合、全ての組織について残留性を見る必要も生じてくるが、これはポジティブリスト制の趣旨から外れてしまうこと、</p> <p>一方、可食部位の中心となる臓器・組織は限られており、そのような部位について残留基準を定め取り締まることで、十分食の安全を担保できること、といった理由によります。</p>	<p>従前から抗生物質は、個別に基準値が設定されたものを除き、「含有してはならない」としてされています。ポジティブリスト制の施行に当たっても、これらの規定は従前のとおりとすることとしています。従って、抗生物質については一律基準は適用されず、基準がある場合には当該基準、基準がない場合には「含有してはならない」という規定が適用されます。なお、抗生物質についても、他の農薬等と同様に、我が国の基準、コーデックス基準、米国基準等があるものについては暫定基準を設定しています。</p> <p>カロリーベースで50%以上を輸入品が占める我が国において、主要臓器を用いた管理は困難であると考えます。一方、動物用医薬品等の使用が認められている動物であって、マイナー臓器への残留基準の設定については今後検討したいと考えております。</p>
28	消費者	<p>食品中に残留する農薬・動物用医薬品は、これまで規則が不十分で取り締まりできないものがあつた。そのために日消連はポジティブリスト制の導入を求めていた。</p> <p>今回導入にあたり、現に使用されている農薬、動物用医薬品を横滑り的にリストに載せるべきではない。厳しく再審査の上(毒性の点、安全な代替品のある点等)できる限り数を限定すべきである。「使用しないこと」が前提であつて、使用することが前提ではない。抗生物質も使用しないことを前提としたい。</p>	<p>科学的な評価に基づき設定されたコーデックス基準などを参考に暫定基準を設定することとしていますが、ポジティブリスト制の施行後、計画に基づき実施する予定の一日摂取量調査結果等を踏まえて、優先順位を付した上で、暫定基準について見直しを行うことを考えています。この際には、毒性試験データ等必要な資料を収集し、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしています。</p> <p>なお、農薬等の使用に関しては、食品衛生法の目的の範疇を超えるものであつて、その規制等を食品衛生法に基づき行うことは法制上不可能です。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
29	食品等事業者	<p>日本は諸外国に比して、食糧自給率が低く食品の多くを諸外国からの輸入に依存せざるを得ない。このような状況の中、国民の安全性を担保することは最も重要ではあるが、食品の輸入の障害とならないような工夫が大切である。残留基準設定においては、5地域（EU、アメリカ、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド）の残留基準については考慮するとされているが、その他の国における基準についても、食品の輸入実績などを考慮して、検討に加えるべきです。</p> <p>残留基準設定にあつては、アメリカやEUのように食品群毎の設定を検討すべきである。現行の案では個別（特に農産物について）の設定となっているが、食生活の変化に伴う新たな農作物の栽培と摂取、諸外国からの多種多様の農作物の輸入などを考えると、個別食品毎の設定では無理がある。</p> <p>現在、食品衛生分科会の部会において「一律基準」の議論が行われているが、ことさら厳しい数値（例えば0.01ppm）を設定することは以下の観点から望ましくないと判断する。柔軟な議論を望む。</p> <p>モニタリングにおける残留分析では非常に多くの農薬（最大600程度）が対象となり、分析技術上問題点及び分析による経費等の増加。</p> <p>過去行政や消費者団体（例えば生協連）が行っていた食品のモニタリングでは、食品中に検出される農薬はごくまれであり、食品安全はほぼ担保されている。</p> <p>一旦設定された残留基準の改廃については、迅速性が重要である。国内外において、新規の農薬が常に開発され、使用される。</p> <p>日本においてもマイナー作物を含め、新たな作物への使用拡大が行われている。</p> <p>万が一、一度設定された個別農薬に安全性に関する重要な懸念があると判断された場合には、食品の流通在庫を考慮した上で、迅速な廃止が必要。</p> <p>食糧生産における農薬の必要性及び安全性について、行政も積極的に消費者・国民に対してPRに努めて欲しい。</p> <p>現行の案では「特定農薬」についてのみ残留基準設定は不要であるとされているが、アメリカで採用しているようなExemption Listの導入を要望する。</p> <p>農薬として使用されている物質は多種多様であり、中には安全性上問題がないと判断される物質がある。（例えば、生物農薬、食品にも天然に含有されている無機化合物や食品の抽出物質など）</p>	<p>暫定基準の策定に当たり、参考とする諸外国の基準は科学的なものでなくてはならないと考えています。このため、各国の在日大使館を通じ、平成15年4月11日に開催した食品輸入円滑化推進会議から1か月間の申し出を受け付け、JMPR及びJECFAと同等の科学的なデータに基づいて評価を行い基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申し出があった国又は地域の定める残留基準について検討の上、参考としています。</p> <p>暫定基準の検討に当たっては、我が国の農薬取締法における登録のほか、ご指摘の制度を採用しているといわれる米国やEUにおける対象作物とその基準値を参考としたところであり、対象農作物の範囲は欧米とも整合しているものと考えます。</p> <p>（上記、問2の の回答をご参照ください。）</p> <p>（上記、問17の後段の回答をご参照ください。）</p> <p>食品中に残留する農薬等について、食品衛生法に基づく基準の設定やポジティブリスト制施行について、情報提供に努めます。</p> <p>ポジティブリスト制の対象外とする農薬は、農薬取締法との連携の観点から農薬取締法における特定農薬などの範囲と考えています。生物農薬については、一般に食品中に残留することは考えにくいことから、一律基準の対象としても特段の問題はないものと考えています。また、ご意見がある場合には、当該国において基準設定が不要とされた背景、ADI、残留性等を説明した米国Federal Registerのような外国政府の公式文書の写し等によりご説明下さい。なお、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき基準設定を要請する制度を設けています。</p>